

静岡県試験研究機関外部評価委員会設置要綱

(設置目的)

第1 県の試験研究機関が優れた研究成果をより多く創出し、成果を迅速かつ効果的に社会還元するため、外部の専門家・有識者による適切な研究評価を実施することを目的として「静岡県試験研究機関外部評価委員会」(以下「外部評価委員会」という。)を設置する。

(業務内容)

第2 外部評価委員会は、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 新成長戦略研究の評価
- (2) 新成長戦略研究以外の一般研究に関する評価(競争的資金による研究等、別に外部評価を受ける研究、企業等からの受託研究を除く)
- (3) 研究成果の普及・技術移転に関する助言・指導
- (4) 試験研究機関の運営全般に関する助言・指導
- (5) その他、本県試験研究機関の機能の充実・強化に関する助言・指導

(組織)

- 第3 外部評価委員会は、知事が委嘱する委員長及び委員14名をもって構成する。
- 2 委員長は、静岡県試験研究高度化推進顧問をもって充てる。
 - 3 委員長は、外部評価委員会を代表し、会務を総括する。
 - 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。
 - 5 委員の任期は、3年とし、委員は、再任することを妨げない。
 - 6 委員長は、意見を聴くために委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第4 外部評価委員会の庶務は、経済産業部産業イノベーション推進課において処理する。

(雑則)

第5 この要綱に定めるもののほか、外部評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

但し、平成28年3月31日において就任している委員の任期は、就任時から2年とし、委員は、再任することを妨げない。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。